

福島市休日保育利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可外保育施設等の利用者が、休日保育を利用した際の利用料を対象に、予算の範囲内で福島市休日保育利用料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (2) 認可外保育施設等 幼稚園及び認可外保育施設をいう。
- (3) 休日保育 福島市内において企業主導型保育事業所が、休日に実施する保育サービスをいう。
- (4) 利用料 休日保育の利用に係る利用料（実費負担に係る費用を含まない。以下同じ）をいう。
- (5) 認可保育施設 認可保育所及び認定こども園並びに小規模保育事業所をいう。

(補助金の対象者)

第3条 この補助金の対象者は、普段利用する認可外保育施設等において休日に保育サービスを提供していないため、休日保育を利用する児童の保護者（当該児童を現に監護する者をいう。以下同じ）又は認可外保育施設等に在園しておらず、休日保育を利用する児童の保護者であり、当該児童及び保護者ともに福島市に住民登録がある者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する児童の保護者（以下「補助対象保護者」という。）とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第2号の認定を受けている児童
 - (2) 法第19条第3号の認定の認定を受けている児童
 - (3) 法第30条の4第2号の認定を受けている児童
 - (4) 法第30条の4第3号の認定を受けている児童
- 2 認可保育施設に在園している児童（法第19条第1号の認定を受けている児童を除く。）の保護者は、この補助金の対象とならない。

(補助金の対象費用)

第4条 この補助金の対象となる費用は、利用料とする。

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、休日保育を利用した月の利用料（幼児教育・保育の無償化による施設等利用給付の対象となる児童については、当該児童に係る施設等利用給付の上限額を超えた分の利用料）に2分の1を乗じた額とし、10円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 この補助金の交付を申請しようとする補助対象保護者は、福島市休日保育利用料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 休日保育利用実績一覧表
- (2) 利用料を支払った領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 この補助金の交付の申請は、休日保育を利用した月ごとに、当該月の利用料を一括して申請するものとする。

3 この補助金の交付の申請は、休日保育を利用した年度の属する3月末日までに行うものとする。

4 この補助金の交付の請求は、前3項の規定により行う交付の申請と合わせて請求するものとする。

(申請手続きの省略)

第7条 この補助金の申請手続きにおいては、規則第22条の規定に基づき、規則第5条、第7条、第14条及び第15条に定める手続きを省略することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。